

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25285005

研究課題名(和文) 規範形成・社会的意志決定フォーラムとしての医療・科学訴訟の実証的・比較法的研究

研究課題名(英文) Empirical and Comparative Research of Litigation concerning Medical/Scientific Issues as a Forum of Norm-Creation and Social Decision-making

研究代表者

渡辺 千原 (Watanabe, Chihara)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：50309085

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,800,000円

研究成果の概要(和文)：主に医療分野での裁判利用や、近年の新規の医療研究分野での法的規律のあり方について、国内外での実情調査を行ってきた。東京地裁で実施されているカンファレンス鑑定の傍聴や関係者からのヒアリング、フランスでは、鑑定協会での鑑定システム改革、オーストラリアでは、専門裁判における専門家証人の新しい方法としてのコンカレント・エビデンス方式、アメリカでは、新たな専門家証人のピアレビューシステムづくりや、専門ADRの動向、韓国での医事訴訟と医療ADRについてヒアリング調査を行った。これらの成果は、代表者、分担者、連携研究者がそれぞれ、論文として公表するとともに、国内外の法社会学・医事学会等で成果報告を行った。

研究成果の概要(英文)：We have engaged in research of medical malpractice litigation and the way of regulate medical research in Japan and in other countries. We went to the U.S., United Kingdom, France, Germany, Australia, and Korea to research the way to introduce expertise in civil litigation which have some scientific or medical issues. Especially, we focused on "concurrent evidence" in the NSW of Australia and consider the application of that kind of expert evidence and made some proposals of introducing new procedure of expert evidence in which two or more experts serve as expert witness or court-appointed experts concurrently. We tried to publish the result and proposal on not only on journal but at various kind of conferences including international academic meetings.

研究分野：法社会学

キーワード：法と科学 医事訴訟 コンカレント・エビデンス 専門訴訟 鑑定 科学的証拠 専門家証人

1. 研究開始当初の背景

科学技術の著しい発達により、そうした技術の規制が十分でないところで事故や紛争が生じたり、未知の危険性への対処が必要となり、科学技術に法的規律やそれにまつわる問題に対する法的解決のあり方が問われるようになってきた。

医療に関しては、1999年の医療事故の多発と注目の高まり、それを受けた2001年からの司法制度改革での専門的知見を要する事件への対応等も行われる一方、医療安全の取り組みも始まり、医療事故の原因究明のための医療事故調査制度の提案、医療ADRの整備なども進められるようになってきていた。また、再生医療などの新規技術の開発や利用に関しての法整備が本格化してきていた。生殖補助医療の規律、また家族法での対応も論じられつつも、大きな進展のないままで、こうした課題についても、裁判を通じた規律や紛争解決への役割期待は高まってきていた。

2011年の東日本大震災と福島第一原発事故を契機に、科学技術の問題を科学者だけに任せておくわけにはいかないという意識も高まり、また、原発関連の訴訟も多く提起されるようになり、科学技術と法、そして社会的な論議をどのように有機的に生産的に組み立てていくかは、政治的にも社会的にも大きなイシューとなってきていた。

2. 研究の目的

司法に期待される役割が拡大している昨今、医療や科学の領域でも、医療や科学で確実なこたえが出せない問いが、社会的なイシューとなることが増えている。そうした問題が争点の一部になるような訴訟は、その訴訟プロセス自体が、科学コミュニケーションの場となり、その判断は、その分野における社会的意思決定の重要な一部ともなっている。本研究は、医療を中心とした科学に関連する訴訟に着目し、

(1) 医学的・科学的な争点や事実について、どのように事実解明、規範定立しているかを事例に則して具体的・実証的に明らかにし、(2) 日本も含め、そうした問題に対して、どのような審理上・手続上の対応をとっているかについて、裁判および裁判外紛争手続、その相互連携関係について比較法的検討を行い、(3) 医療・科学専門領域における社会的意思決定・規範形成のモデル・フォーラムとして裁判手続が果たしうる役割と限界について検討し、社会的意思決定が困難な、医療・科学的領域において、法が協働しうる新たな審理モデルを構築し、それに向けた改善策を提言したい。

3. 研究の方法

科学的に不確実な状況での法的意思決定のあり方について、医療・科学分野での裁判

を対象に

(1) 判断の妥当性 手続上工夫 裁定規範の行為規範への転化 その影響の実情について、実証的研究を行う。医療過誤訴訟の判決が編み出してきた裁定規範の、医学的見地からの検証(そのデータベース化)・行為規範への転化の現状分析とその課題の明確化を目指す。

(2) こうした裁判での審理のあり方や、その他の意思決定・紛争解決機関(訴訟における専門家の関与や証拠の評価のあり方・各種ADRの手続概要、その連携のあり方と社会的インパクト等)について比較法的な検討を行う。比較法の対象としては、オーストラリア、イギリス、アメリカ、フランス、韓国の調査を行う。オーストラリア・イギリスは、主にコンカレント・エビデンスという新しい専門家証人の方法、フランスは鑑定人の扱い、アメリカは専門家証人と専門ADR、韓国は医療仲裁院という新しい医療ADRを主な検討対象とする。

(3) 科学技術社会論・科学コミュニケーション論の示唆を科学・医療訴訟に導入する可能性について検討する。

(4) 以上を通じて、科学・医療専門領域におけるモデル・フォーラムとなりうるような審理モデルを提示し、その具体化に向けた改善策を提言する。

4. 研究成果

本課題でのメンバーが一同に会して研究計画や研究経過、研究成果を共有していくための研究会を「医事訴訟研究会」として年に2回~3回開催するほか、研究課題の近い科学研究との共同開催の研究会やシンポジウム等にもメンバーとして積極的に参加、関与してきた。そのひとつが、2014年10月に東京の弁護士会館で開催されたシンポジウム「科学の専門知を法廷でどう扱うか - NSW土地環境裁判所長官プレストン判事を迎えて」である。本科学研究の一環として行ったオーストラリア、シドニーでの調査をもとに、本課題の連携研究者である本堂毅・分担者の米村滋人・代表者の渡辺千原を中心に、企画や司会、コメントを行い、代表者の渡辺千原はプレストン判事の報告原稿の翻訳等に加わり実務家に広く読まれる判例時報にその成果を発表している。

この科研では、専門知の裁判所での扱い方、裁判所での議論の活性化の比較的研究、実証研究に力を入れ、オーストラリア、フランス、ドイツ、アメリカ、イギリス、韓国での海外調査と海外研究者との研究交流を行った。特に、オーストラリアでのコンカレント・エビデンスに関しては、2度の海外調査と長官を招聘しての調査を行い、上述したシンポジウムのほか、代表者や分担者による論文や学会報告での情報発信、また分担者である平野哲郎がそれをヒントに新たに「カンファレンス尋問」という専門家証人と鑑定手続

のハイブリッド型の手続を考案、学会や学術誌で提案するに至っている。

フランスでは、2014 年度に司法鑑定人評議会でのヒアリング調査を行ったほか、エクサンマルセイユ大学で科学と法に関するワークショップを行い、代表者渡辺と分担者平野・水野・米村と連携研究者本堂・中原が 2 日間にわたって研究報告と意見交換を行った。

そうした研究成果を期間延長した 2016 年度には、論文等による公表促進のほか、国内外の学会で研究成果を発信することに力を入れ、日本法社会学会では、渡辺・平野哲郎・一家・協力者の李の 4 人で「事前規制と事後救済の交錯」というミニシンポジウムを開催したほか、シンガポールの東アジア法社会学会、ウィーンでの国際法社会学会での報告も行った。

成果は、医事訴訟の審理だけでなく、科学技術の事前の規律、診療ガイドラインの利用、医療 ADR、事故調査、専門家責任やプロフェッション論等にも及んでいるが、特に焦点を当ててきた、裁判への複数専門家の口頭での関与の提案、コンカレント・エビデンスの紹介と、そうした複数専門家の口頭による審理関与という専門家関与の審理方法の提案は、民事訴訟法学や医事法学では注目を集めるようになり、多くの文献で言及されるようになっていく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5 1 件)

WATANABE, Chihara, Science at the Bar in Japan: What are Scientific Issues and How to address such Issues, Ritsumeikan Law Review, 査読なし, 34, 2017, pp.1-15

平野哲郎、カンファレンス尋問 - 複数専門家による口頭での知見提供の新しい方法 - 、判例時報、査読なし、2315 号、2017、pp.3-14

HIRANO, Tetsuro, Discussion between Experts and Lawyers in Court: Proposal of 'Conference of Evidence' for Litigation Requiring Expertise in Japan, Ritsumeikan Law Review, 査読なし, 33 巻、2016、pp.13-30

渡辺千原、裁判と科学 - フォーラムとしての裁判とその手続のあり方についての一考察、法と社会研究、査読なし、創刊号、2015 pp.99 - 135

渡辺千原、医事訴訟における専門家の関与のあり方、年報医事法学、査読なし、30 巻, 2015、pp.75 - 83

米村滋人、医療の一般的規制と再生医療安

全性確保法、年報医事法学、査読なし、30 巻、2015、pp.136-145

一家綱邦、再生医療関係 3 法の概要と医事法のアプローチ シンポジウムの企画趣旨説明を兼ねて、年報医事法学、査読なし、30 巻、2015、pp.109-116

IKKA, Tsunakuni, FUJITA, Misao, YASHIRO, Yoshimi, IKEGAYA, Ikegaya, Recent Court Ruling in Japan Exemplifies Another Layer of Regulation for Regenerative Therapy, Cells Stem Cell, 17-5, 査読なし, 2015, pp.507 - 508

HIRANO, Hirano, A Structure of Doctor's Civil Liabilities: In Search of a Contract-based Uniformed Legal Framework Best Serving Both Doctors and Patients, Ritsumeikan Law Review, 査読なし, 32 巻, 2015, pp.15-53

李庸吉・平野哲郎・渡辺千原、韓国医療紛争事情視察報告、龍谷法学、査読なし、47 巻 4 号、2015、pp.225-248

[学会発表](計 3 4 件)

WATANABE, Chihara, Science at the Bar in Japan: What is Scientific Issue and How to Address such Issues, Asian Law and Society Association, 2016 年 9 月 22 日, University of Singapore, (Singapore・Singapore)

HIRANO, Tetsuro, Discussion between Experts and Lawyers in Court: Proposal of, Asian Law and Society Association, 2016 年 9 月 22 日, University of Singapore, (Singapore・Singapore)

渡辺千原・平野哲郎・李庸吉・一家綱邦、事前規制と事後救済の多様化と交錯 医療専門分野における現状と課題、日本法社会学会、2016 年 5 月 29 日 立命館大学(京都府・京都市)

一家綱邦、再生医療を実施する自由診療クリニックに対する事後規制と消費者保護法、日本再生医療学会第 15 回総会、2016 年 3 月 17 日、大阪国際会議場(大阪府・大阪市)

一家綱邦、再生医療を実施する自由診療クリニックに対する事後規制と消費者保護の規制、日本生命倫理学会第 27 回年次大会、2015 年 11 月 28 日、千葉大学(千葉県・千葉市)

渡辺千原、裁判における科学と社会 科学技術社会論学会、2015 年 11 月 22 日、東北大学(宮城県・仙台市)

WATANABE, Chihara, Medical Malpractice Litigation in Japan and Handling of Expert Evidence, *Séminaire Franco-Japinai Droit et Science*, 2015年9月23日、エクスマルセイユ大学(エクサンプロバンス・フランス)

YONEMURA, Shigeto, Scientific Uncertainty and the Investigation System of Medical Accident, *Séminaire Franco-Japinai Droit et Science*, 2015年9月23日、エクスマルセイユ大学(エクサンプロバンス・フランス)

HIRANO, Tetsuro, The Use of Experts in Litigation, *Séminaire Franco-Japinai Droit et Science*, 2015年9月23日、エクスマルセイユ大学(エクサンプロバンス・フランス)

MIZUNO, Noriko, Assisted Reproduction Technologies, *Séminaire Franco-Japinai Droit et Science*, 2015年9月23日、エクスマルセイユ大学(エクサンプロバンス・フランス)

米村滋人、医療の一般的規制と再生医療安全性確保法、日本医事法学会第44回研究大会、2014年11月30日、中央大学駿河台記念館(東京都・千代田区)

渡辺千原・平野哲郎・信濃孝一・児玉安司、医事訴訟における専門家の関与のあり方、日本医事法学会第44回研究大会、2014年11月29日、中央大学駿河台記念館(東京都・千代田区)

米村滋人、生命科学研究に関する法的判断枠組み、日本人類遺伝子学会第59回大会、2014年11月21日、タワーホール船堀(東京都・江戸川区)

一家綱邦、事前の関係調整法の手続的側面、手続拠点としての病院内倫理委員会、日本生命倫理学会、2013年12月1日、東京大学(東京都・文京区)

水野紀子、「死」に関する規律、日本私法学会、2013年10月13日、京都産業大学(京都府・京都市)

WATANABE, Chihara, The Role of Expert Witness for Judicial Creation of Norms: A Comparative Study of the U.S. and Japan, 2013 International Congress on the Sociology of Law, 2013年9月3日、Manufacture des Tabacs, (トゥールーズ・フランス)

米村滋人、生命科学研究の基本理念と最新

動向、日本薬理学会、2014年3月21日、東北大学(宮城県・仙台市)

〔図書〕(計8件)
米村滋人、日本評論社、医事法講義、2016、362

6. 研究組織
(1)研究代表者
渡辺 千原(WATANABE, Chihara)
立命館大学・法学部・教授
研究者番号: 50309085

(2)研究分担者
平野 哲郎(HIRANO, Tetsuro)
立命館大学・法務研究科・教授
研究者番号: 00351338

平野 仁彦(HIRANO, Hitohiko)
立命館大学・法学部・教授
研究者番号: 80189852

一家 綱邦(IKKA, Tsunakuni)
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター・トランスレーショナル・メディカルセンター・倫理相談・教育研修室長
研究者番号: 50453981

水野 紀子(MIZUNO, Noriko)
東北大学・法学(政治学)研究科・教授
研究者番号: 40114665

米村 滋人(YONEMURA, Shigeto)
東京大学・法学(政治学)研究科・准教授
研究者番号: 40419990

(3)連携研究者
本堂 毅(HONDOU, Tsuyoshi)
東北大学・理学研究科・准教授
研究者番号: 60261575

中原 太郎(NAKAHARA, Taro)
東北大学・法学研究科・准教授
研究者番号: 60401014

高村 学人(TAKAMURA, Gakuto)
立命館大学・政策科学部・教授
研究者番号: 8032785

手嶋 豊(TEJIMA, Yutaka)
神戸大学・法学研究科・教授
研究者番号: 90197781

吉澤 剛(YOSHIKAWA, Go)
大阪大学・医学研究科・准教授
研究者番号: 10526677

石橋 秀起(ISHIBASHI, Hideki)

立命館大学・法学部・教授
研究者番号：6 0 3 4 5 9 6 5

(4)研究協力者

李 庸吉 (LEE, Yong-ki l)
龍谷大学・法学部・非常勤講師

富永 愛 (TOMINAGA, Ai)
京都弁護士会・弁護士・医師